

## 第 1 回委員会での指摘事項への対応

---

平成 2 7 年 6 月

国土交通省 湯沢河川国道事務所

第1回委員会における委員の指摘事項への対応については次表のとおりである。

表 主な指導助言とその対応

No.	指導助言	対応状況	対応資料
1	薬剤の適用種類、使用方法、回数などが今回のイタドリにあてはまるのか確認が必要である。使い方を全て無視することはできないが、農薬取締法の解釈で使用可能か確認が必要である。	農水省（本省の農薬対策室）の見解では「農薬取締法は農地が対象であり、非農耕地の堤防は対象外」である。 一方、製造元からの聞き取りによれば、使用を予定しているグリホサート系除草剤は、非農耕地でも農薬登録をされており、堤防での使用は可能である。また、イタドリは散布・塗布で行うが、今回の注入は塗布の一形態と判断できるので、問題はないと回答を得ている。	資料4
2	薬剤使用以外に方法はないのか。この委員会は、除草剤使用することから始まるのではなく、様々な方法等を検討するところから始まるべきではないか。	過去に実施した様々な対策を整理するとともに、除草剤使用を行うことになった理由を整理する。	資料4
3	効率よく枯らすことより、3/24のWHOから出された発がん性があることについて考えなければならないのではないか。	今後情報を収集し提供する。	資料4
4	一般の方に、薬剤使用に至った経緯や調査していることを公表すべき。 残留性の調査は誰がやるのかなど、委員会として行うのはどの部分か。	拝承。 農薬の残留性について、土壌試験も実施して経過を見る。 次回委員会までに、試験調査内容などを提案・提示する。	資料6
5	装置からの注入量はどのくらいか。	正確な量は量っていないため、定量的に検証する。また、効果検証のため、作業面積や方法の比較も検証する。	資料6
6	イタドリは総称にしたほうがよいのではないか。	拝承。	資料6
7	設立趣意について、薬剤の有効性や安全性を評価する立場ではない。	事務局で修正し、提案・提示する。	資料3 設立趣意 委員会規約